

田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年12月6日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第6号

田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程の一部を改正する規程

田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給水管及び給水用具の指定） 第9条 （略） 2 （略） （1） <u>産業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）<u>第30条第1項</u>の規定により指定された品目で、かつ、同法<u>第20条第1項</u>に規定する<u>日本産業規格</u>に該当するもの （2） 製品が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第6条</u>に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの （3） 製品又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令<u>第6条</u>に定める構造及び材質基準への適合性を証明したもの 3・4 （略）	（給水管及び給水用具の指定） 第9条 （略） 2 （略） （1） <u>工業標準化法</u>（昭和24年法律第185号）<u>第19条第1項</u>の規定により指定された品目で、かつ、同法<u>第17条第1項</u>に規定する<u>日本工業規格</u>に該当するもの （2） 製品が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）<u>第5条</u>に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの （3） 製品又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令<u>第5条</u>に定める構造及び材質基準への適合性を証明したもの 3・4 （略）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。